営業線内工事

工事責任者資格認定基準

制　定　２０１８年　４月　１日
改　訂　２０１９年　４月　１日

鉄道事業本部　工務部

（目　的）

第１条　この基準は、「営業線内工事における受注者の安全作業心得」に基づき、工事責任者の認定にあたって必要な事項を定めることにより、工事施行中の安全確保及び適正かつ円滑な工事遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この基準における工事とは、工務部が発注する営業線及び検車場線内における軌道施設、土木施設に係る請負工事、業務委託並びに近接工事（以下「工事」という。）とする。なお、工事は、工事場所及び工事内容によって以下の区分を設ける。

工事場所による区分

(1) 線路内工事　・・・ 線路内、ホーム端部、検車場線内における工事

(2) 駅構内工事　・・・ ホーム上工事（ホーム端部除く）、高架線路部等の近接工事

(3) その他駅構内工事　・・・ (1)及び(2)を除く駅構内工事

工事内容による区分

(1) 軌道工事

(2) 土木工事

(3) その他の工事

（工事責任者の種類）

第３条　工事責任者は、工事場所に応じて以下の種類を設ける。

(1) 工事責任者（線路内工事）

(2) 工事責任者（駅構内工事）

(3) 工事責任者（その他駅構内工事）

（工事責任者の認定）

第４条　監督員は、工事毎に以下の条件を満たす受注者の社員を工事責任者として認定する。

(1) 工事場所に応じた安全講習を受講し、修了証を交付された者（第７条参照）

(2) 工事場所に応じた実務経験等を有する者（第８条参照）

(3) 工事内容に応じた工事講習を受講し、その記録が確認できる者（第９条参照）

(4) 工事内容に応じた実務経験を有する者（第 10 条参照）

(5) 線路内工事においては、第 5 条に定める身体機能検査及び、第６条に定める精神機能検査により適性を確認した者

２　すでに工事責任者として認定した者であっても、工事場所や工事内容が変わった場合には、それに応じた講習を修了し、実務経験を有さなければ、工事責任者として作業に従事できない。

３　監督員は、工事責任者がその任務にふさわしくないと判断した場合、認定を取り消すことができる。

（身体機能検査）

第５条　身体機能検査については、以下に示す判定基準により、業務に支障がないことを証明すること。

(1) 視力は、日常業務（生活）に支障がないこと。

(2) 聴力は、日常業務（会話）に支障がないこと。（補助具可）

(3) その他、身体機能において日常業務（生活）に支障がないこと。

(4) 監督員が求めた場合には、健康診断書等の写しを提出すること。

（精神機能検査）

第６条　精神機能検査については、以下に示す作業素質検査（クレペリン検査）を実施し、適性であることを証明すること。

(1) 作業素質検査を受注者が自ら行う場合の作業素質検査の実施者は、地方運輸局長の行う適性検査講習会の講習修了者、（公益財団法人）鉄道総合技術研究所の行う適性検査の修了証を受けた者又は内田式クレペリン検査の施行の有資格者であること。

(2) 上記以外で作業素質検査を実施する場合は、(1) に準じて実施すること。

(3) 作業素質検査の受験日から３年を超える検査結果は無効とする。

また、作業素質検査結果の有効期限が工事責任者証の有効期限に満たない場合は、作業素質検査を遅滞なく実施し、その検査結果を報告すること。

(4) 監督員が求めた場合には、作業素質検査結果等の写しを提出すること。

２　作業素質検査の適正範囲は以下のとおりとする。

<table>
<tr><th></th><th>Ａ段階</th><th>Ｂ段階</th><th>Ｃ段階</th><th>Ｄ段階</th></tr>
<tr><td rowspan="2">定　型</td><td>a</td><td rowspan="2">b</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="6"></td></tr>
<tr><td>a’</td></tr>
<tr><td>準定型</td><td>a’～ a’ f</td><td>b’</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">準々定型</td><td>a’ f</td><td>b’ f</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>a’ f～Ｆ a</td><td></td></tr>
<tr><td>非定型</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>異常型</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（工事場所に応じた安全講習）

第７条　工事場所に応じた安全講習の講習項目は、以下のとおりとする。

工事場所	講習項目				
	営業線内工事における受注者の安全作業心得	高速電気軌道ずい道内照明３回点滅合図実施基準	夜間作業連絡システム（自動応答）	施設内安全設備設置基準	線路内立入要領
線路内工事	○	○	○	○	○
駅構内工事	○	○	○	○	

※駅構内工事にその他駅構内工事を含む。

※講習には、効果確認試験を含む。

２　効果確認試験の結果及び受講態度を総合的に判断し、可と認められる者に対しては、修了証を発行する。

３　修了証は、講習受講後２年間有効とする。

なお、工事期間内に有効期限が満了する場合は、再度安全講習を受講し、修了証の交付を受けること。

（工事場所に応じた実務経験等）

第８条　工事場所に応じた実務経験は、以下のとおりとする。

工事場所	必要な実務経験
線路内工事	過去 10 年以内に都市鉄道事業者が発注した線路内工事
駅構内工事	過去 10 年以内に都市鉄道事業者が発注した線路内または駅構内工事
その他駅構内工事	なし

２　監督員は、第４条第１項(1)(3)(4)(5)の条件を満し、かつ第１項に示す実務経験を有しない者について、立会等により工事責任者としてふさわしいと確認できたときは、実務経験を有するとみなす。

（工事内容に応じた工事講習）

第９条　事内容に応じた工事講習の講習項目は、以下のとおり。

工事内容	講習項目					
	仕様書等	緊急時の処置と緊急連絡体制	ﾋﾔﾘ・ﾊｯﾄ等の事例	事故事例	保守用作業車運転要領・保守用作業車運転助手の手引き	電気、信号施設の概要
軌道工事	○	○	○	○	▲	○
土木工事	○	○	○	○	▲	
その他の工事	○	○	■	■	▲	

※▲は、保守用作業車を使用する工事について実施。

※■は、必要に応じて実施。

２　仕様書等及び緊急時の処置と緊急連絡体制の講習は、監督員による工事計画書の確認等によって替えることができる。

３　ヒヤリ・ハット等の事例及び事故事例の講習は、工程会議や安全協議会等における講習・情報提供によって替えることができる。

４　監督員は、工事講習（第２項及び第３項の代替措置を含む）を行った場合には、その記録を翌年度末まで保存する。

（工事内容に応じた実務経験）

第 10 条　工事内容に応じた実務経験は、原則として以下のとおり。

工事内容区分	実務経験
軌道工事	過去 10 年以内に同種工事を 5 年以上
土木工事	
その他の工事	なし

（工事責任者証の発行）

第 11 条　監督員は、工事責任者として認定した者について、工事件名、受注者名、工事責任者の種類などを記した工事責任者証を発行する。

（その他）

第 12 条　監督員は、この基準により難い事象が発生した場合、関係者と協議のうえ決定する。

様式１

○○年○○月○○日

大阪市高速電気軌道株式会社
鉄道事業本部
工務部　保線管理事務所長
工務部　土木工事事務所長
○　○　○　○　様

受注者名
現場代理人氏名　　印

証　　明　　書

営業線内工事工事責任者資格認定基準に基づき、身体機能検査及び精神機能検査の結果、本工事に従事する責任者が適性であることを証明します。

検査結果

氏名	身体機能検査		精神機能検査（クレペリン検査）		
	実施日	検査結果	受験場所	受験日	検査結果
（例） ○○　○○	年　月　日	良	自社、㈶鉄道総合技術研究所	年　月　日	良(a)

附　則

　この基準は、2018 年４月１日より施行する。

附　則

　この基準は、2019 年４月１日より施行する。

（参考）

営業線内工事安全講習修了証（赤：線路内工事、青：駅構内工事、緑：その他駅構内工事）

営業線内工事安全講習修了証（工務部）

写真
３cm×３cm

認定番号
講習種類　**線路内工事**
氏　　名
有効期限　2019年3月31日

大阪市高速電気軌道株式会社
鉄道事業本部工務部保線管理事務所

所長　○○　○○

営業線内工事安全講習修了証（工務部）

写真
３cm×３cm

認定番号
講習種類　**駅構内工事**
氏　　名
有効期限　2019年3月31日

大阪市高速電気軌道株式会社
鉄道事業本部工務部保線管理事務所

所長　○○　○○

営業線内工事安全講習修了証（工務部）

写真
３cm×３cm

認定番号
講習種類　**その他駅構内工事**
氏　　名
有効期限　2019年3月31日

大阪市高速電気軌道株式会社
鉄道事業本部工務部保線管理事務所

所長　○○　○○

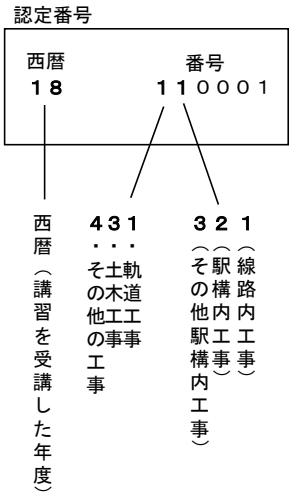

（参考）

営業線内工事責任者証（赤：線路内工事、青：駅構内工事、緑：その他駅構内工事）

工事責任者証（線路内工事）

写真
３cm×３cm

認定番号
工事名称
受注者名
氏　　名
有効期限　2019年3月31日

○○事務所所管上記工事の工事責任者（線路内工事）と認定する。
大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部工務部○○事務所
所長　○○　○○

工事責任者証（駅構内工事）

写真
３cm×３cm

認定番号
工事名称
受注者名
氏　　名
有効期限　2019年3月31日

○○事務所所管上記工事の工事責任者（駅構内工事）と認定する。
大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部工務部○○事務所
所長　○○　○○

工事責任者証（その他駅構内工事）

写真
３cm×３cm

認定番号
工事名称
受注者名
氏　　名
有効期限　2019年3月31日

○○事務所所管上記工事の工事責任者（その他駅構内工事）と認定する。
大阪市高速電気軌道株式会社鉄道事業本部工務部○○事務所
所長　○○　○○
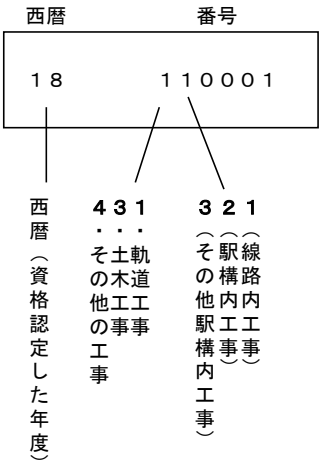
工事完成後は、監督員に直ちに返却すること。